

## あるく・おトク・でんき利用規約

### 第1条(適用)

1 本規約は、エバーグリーン・リテイリング株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「あるく・おトク・でんき」(以下「本件プラン」といいます。)の利用に関し適用されます。

2 本件プランの利用者(以下「本件利用者」といいます。)は、当社と電気の需給契約を締結したお客さまに限るものとし、かつ本件プランの利用にあたり、本規約の適用を受けることにつき確認し、かつ承諾するものとします。なお、本件利用者は、本規約に定めのない事項については当社の電気供給約款の定めによるものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用される用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 「電気供給約款」とは、当社が電気を供給する際の供給条件を規定したものです。

電気供給約款には、電気の需給契約のメニューや料金、申込方法など、電気を本件利用者にお届けする際に必要な事項が記載されており、本件利用者との電気の需給契約は、電気供給約款に基づく申込み等を行っていただくことにより締結させていただきます。なお、電気供給約款と本規約の内容に齟齬がある場合、本規約が優先して適用されるものとします。

(2) 「あるく・おトク・でんき」とは、当社が指定する株式会社タニタの歩数計アプリまたは活動量計を利用し、歩数、計測継続数、データ送信数等をパラメーターとし、当社所定の算出方法で株式会社タニタヘルスリンクがポイントの計算を行い、算出されたポイント(以下「ポイント」といいます。)と本件利用者の電気の利用量に応じて電気料金の割引を行うサービスです。本件利用者は、(3)号に定める「からだカルテ」を利用することができます。

(3) 「からだカルテ」とは、株式会社タニタヘルスリンクが一般個人向けに運営するサービスを基本として、同社がインターネットを通じて本件利用者に提供するサービスをいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づき課税される消費税および地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づき課税される地方消費税の合計額に相当する額をいいます。

### 第 3 条(規約の変更)

本規約は、当社が必要と判断した場合には予告なく変更されることがあります。

### 第 4 条(本件プランの申込と変更)

1 本件利用者は、本件プランの利用に際し、当社所定の様式に必要な情報（個人情報を含む。以下「登録情報」といいます。）を入力して本件プランへの申し込み（以下「本件申込」といいます。）を行います。また、「からだカルテ利用規約」（スマートフォンアプリで利用される方は「ヘルスプラネット利用規約」）に同意し、「からだカルテ」への申し込みを行います。

2 当社は、本件申込後、所定の手続き完了後に本件利用者に対し本件プランの申込を受け付けた旨を通知します（以下「登録完了」といいます）。

3 本件利用者は、登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該登録情報の変更を行うものとします。

### 第 5 条(本件プランの利用の終了)

本件利用者は、本件プランの利用を終了するときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知していただきます。

当社が上記に関する通知を受領した後は、本件利用者は本件プランを利用できなくなります。

### 第 6 条 (変更・追加・停止)

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、本件プランの提供を全部または一部中止することがあります。

(1) 当社が本件プランを提供するため設備の保守または工事を行う場合

(2) 株式会社タニタヘルスリンクが、からだカルテに係る業務を中止した場合

2 当社は、前項の規定により本件プランの提供を中止するときは、あらかじめその旨を当社ホームページ上に掲載して本件利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第7条(利用停止等)

当社は、本件利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、また、何ら催告することなく当該本件利用者について本件プランの提供を停止することができるものとします。

- (1) 登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合
- (2) 本規約に定める条件に違反した場合
- (3) 解除その他理由の如何を問わず、当社との間の電気の需給契約が終了した場合

#### 第8条 (ポイント)

- 1 ポイントは、本件利用者の電気の需給契約毎に発行します。
- 2 ポイントの有効期限や、割引率等については、当社の設定に従うものとします。
- 3 本件利用者の保有ポイントに応じて当社は電気料金を割引するものとします。
- 4 前各項の項目は当社の都合で予告なく変更する場合があります。
- 5 ポイントを不正に蓄積、利用した場合は、当社は、いかなる理由にかかわらず、取得したポイント、割引を過去にさかのぼって取り消し、差額を本件利用者に請求できるものとします。なお、不正な手段に該当するか否かは当社の判断によるものとします。
- 6 前各項所定のポイントの具体的な算出方法、割引額は、「あるく・おトク・でんき」の当社ホームページに掲載するものとします。

#### 第9条 (解約)

本件利用者が本件プランを解約した場合でも株式会社タニタヘルスリンクに対し所定の利用料金を支払うことにより「からだカルテ」を継続して利用することができます。

#### 第10条(登録情報の取り扱い)

1 当社が、本規約第4条に基づき提供を受けた登録情報の取り扱いについては、電気供給約款および当社ホームページその他の媒体上で掲載される本件プランに関する個人情報の取り扱いに関する規定もしくは告知文が適用されます。

2 本件利用者は、からだカルテの利用のため、当社が登録情報を株式会社タニタヘルスリンクに提供することに同意します。本件利用者は、本件申込を行うことで「からだカルテ」の会員になることおよびからだカルテの会員登録を当社が代行することに同意します。

#### 第11条(責任の制限)

当社は、本件利用者による本件プランの利用に関連して当社が本件利用者に対し損害賠償責任を負う場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合も、その損害賠償の範囲は、本件利用者に現実が発生した通常損害の範囲に限り、かつ、その総額は、損害が生じた日が属する月に当社が本件利用者から受領すべき料金にこれに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内とします。

#### 第12条(無保証)

当社は、活動量計の使用に関し、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる保証も行いません。

#### 第13条(委託)

当社は、本件プランの提供に係る業務の全部または一部を第三者に委託することがあります。

#### 第14条(通知)

1 当社から本件利用者への通知は、本規約に特段の定め又は法令等の規制がない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社ホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2 前項の通知は、本規約に特段の定めのない限り、電子メールの場合は、本件利用者のメールサーバー上のメールボックスに記録された時、書面の場合は、本件利用者に到達した時、ホームページへの掲載の場合は、掲載された時からその効力を生じます。

#### 第 15 条(準拠法)

本規約の各条項の解釈に関しては、日本国の法令が適用されます。

#### 第 16 条(合意管轄)

本件利用者と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附 則

本規約は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

本規約は、2022 年 8 月 1 日付で改定いたしました。

本規約は、2023 年 8 月 1 日付で改定いたしました。